

# ○都市計画道路

## (1) 都市計画道路について

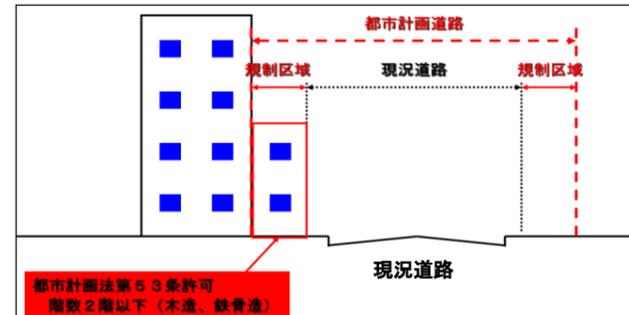
### ● 都市計画道路とは・都市計画道路の役割について

都市計画法に基づいて、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のこと。将来の都市像を踏まえて道路網として計画される。都市計画道路は都市内道路の中でも基幹的な役割を果たすものである。

- 交通機能：人や自動車の移動や沿道の施設への連絡機能を果たす。
- 市街地形成機能：街の骨格を成し、街区の大きさを規定する。
- 空間機能：日照や通風をよくするための環境機能、避難路等としての防災機能、水道、ガスなどの施設の収容空間の機能を果たす。

### ● 都市計画決定による建築制限

都市計画道路は、大規模な道路が多く、整備費用も多額になることから、計画を立ててすぐに事業化することは難しく、優先度が高いものから計画的、効果的に整備していくため、都市計画道路が計画されている場所では、将来的に道路整備が円滑に進むように、建物の建築に際して一定の制限がかかる。



#### 都市計画法

#### 第二節 都市計画施設等の区域内における建築等の規制

##### (建築の許可)

**第五十三条** 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。～中略～

##### (許可の基準)

**第五十四条** 都道府県知事等は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

～中略～

- 三 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。
- イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ロ 主要構造部（建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

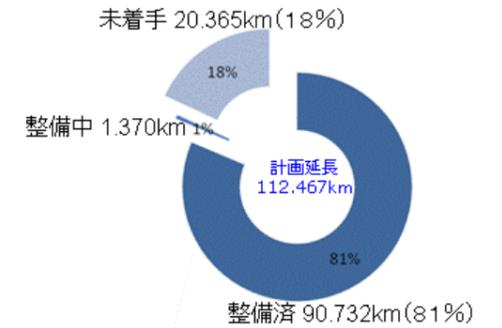
## (2) 佐世保市の都市計画道路

### ● 路線数 及び 進捗率 (平成25年6月1日現在)

59路線 計画延長 112.467km

進捗率 81% 【整備済 38路線 90.732km,

整備中 1路線 1.370km, 未着手 20路線 20.365km】



### ● 戦災復興都市計画

長期未着手都市計画道路のうち、古いものでは昭和21年の戦災復興都市計画により都市計画決定され、事業に未着手で67年が経過している。

## (3) 長期未着手都市計画道路の見直しについて

### ● 背景

#### ○社会経済状況の変化

長期未着手となっている都市計画道路は、人口の増加や市街地の拡大、経済の成長などを前提として考えられてきたが、実質的な人口減少・少子高齢社会の進展、経済の低成長など社会経済の状況が大きく変化する中で、その必要性について問われている。

#### ○国・県の動き

長期に亘る建築制限や社会経済情勢の変化など、全国的に課題として顕在化してきたことを踏まえ、平成12年12月に国土交通省（当時の建設省）が都市計画運用指針を策定し、道路に関する都市計画の見直しについての指針が示された。これを受けて平成18年8月に長崎県が都市計画道路の見直しガイドラインを策定し、佐世保市も見直しに着手した。

#### ■ 都市計画運用指針の策定〔平成12年12月・建設省〕

技術的助言として、道路に関する都市計画の見直しについての指針が示される。

「道路の都市計画については、都市計画基礎調査や都市交通調査の結果等を踏まえ、また、地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、構造等の検証を行い、必要がある場合には都市計画の変更を行うべきである。」

#### ■ 長崎県「都市計画道路の見直しガイドライン」策定〔平成18年8月・長崎県土木部〕

都市計画運用指針に基づいた見直し作業を客観的かつ効率的に進めるため、その手順と手法を明らかにした都市計画道路の見直しガイドラインが策定される。

#### ■ 佐世保市の取組み状況

平成18年度 見直し対象路線を公表し、見直しに関するパブリックコメントの実施

平成19年度 現況交通量及び将来交通量調査の実施

平成20年度 土地・建物所有者調査の実施

平成21年度～平成24年度

見直し検討、県との協議

平成25年度 地元説明会、パブリックコメント